# 審議内容の公開について

## 1.委員会·部会の傍聴

- (1) 一般からの希望者、マスコミ関係者が、委員会・部会を傍聴する事が出来ることとします。ただし、会場の都合により傍聴を制限する場合があります。
- (2) 傍 聴 者 のカメラ、ビデオ撮 影 は委 員 長・部 会 長 の挨 拶までとします。

### 2.開催案内の方法

- (1) ホームページに掲載します。
- (2) マスコミ関係者には記者クラブを通じて案内をおこないます。
- 3. 一般の方からの審議過程における意見の取り扱い
  - (1) 公 聴 を予 定 しています。(公 聴 会 開 催 予 定)
  - (2) 電子メール・ファックス・郵送で受け付け、事務局で対応します。

### 4.議事内容の公開

- (1) 議事内容は、要点を「議事骨子」にまとめ公開します。
- (2) 「議事骨子 (速報版)」については、委員会・部会終了後、事務局が作成してきるだけ速やかにホームページに掲載します。
- (3) 「議事骨子」については、出席委員·部会員の確認を得た上で、ホームページに掲載します。

#### 5.委員会・部会資料の公開

- (1) 特定の個人·団体の利害および重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き、原則公開します。
- (2) ホームページに掲載します。
- (3) 浜松工事事務所・天竜川上流工事事務所で閲覧を可能にします。

## 6.記者会見

- (1) 記者会見は、委員会審議についておこないます。
- (2) 記者会見は、委員長が必要と判断した場合におこないます。